

大島町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（以下「活性化法」という。）の規定に基づき、大島町内における需要に応じたバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を策定し、その実施に関する協議を行なうことを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、東京都大島町元町1丁目1番14号 大島町政策推進課内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第2条に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

(検討部会)

第4条 協議会の提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に検討部会を置くことができる。

(事務局)

第5条 基本的な事項は設置要綱第9条に準ずるものとし、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第6条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第7条 協議会の開催に伴う報酬は、設置要綱第3条第10号の学識経験者を除き、これを支給しない。

2 学識経験者の報酬は、用務1日あたり1万8千円とする。

(費用弁償)

第8条 委員が会議に出席したときは、学識経験者を除き、費用弁償として日当2千円を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

(1) 国、東京都、大島町など行政機関の職員

(2) オンラインによる出席委員

(3) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 学識経験者が会議に出席するために大島町に来島したときは、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年大島町条例第5号）に準ずる旅費相当を支給する。

(事務の委任)

第9条 協議会は、第3条に定める事項に係る契約、費用弁償等の支払及びその他財務に関する事務の一部を大島町に委任することができるものとする。

(規約の変更)

第10条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(機密保持)

第11条 会議内で知りえた機密情報は、第三者に開示及び漏洩してはならない。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年3月28日から施行し、令和5年1月18日から適用する。